

第26回名取市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年6月29日(木)
開 会 午後2時30分
閉 会 午後4時
2. 場 所 名取市役所6階 第1会議室
3. 提出議案
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について
議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について
議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について
議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について
議案第7号 令和4年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について
4. 報告事項
(1) 農地法第4条の規定による届出について
(2) 農地賃貸借権解約について
(3) 農地法第3条の規定による許可申請の取下について
5. 出席委員(28人)
会 長 15番 大友 正一
農業委員 1番 相澤 喜美 2番 今野 一忠 3番 洞口 ゆかり
 4番 武田 由美子 5番 入間川 昭一 6番 佐伯 美和
 7番 入間川 康弘 8番 渡邊 正明 9番 大内 繁徳
 10番 布田 順一 11番 松浦 岩男 12番 昆布谷 功治
 13番 松浦 朋子 14番 引地 長一
推進委員 1番 大内 伸一 2番 山路 康則 3番 長田 幸夫
 4番 菅野 弘一 5番 齋 重昭 6番 遠藤 勝典
 7番 橋浦 福男 8番 三浦 裕一 9番 櫻井 勉
 11番 西山 剛 12番 松浦 崇 13番 松浦 正博
 14番 相澤 早苗
欠席推進委員 10番 武藤 光雄
6. 事務局出席職員
事務局長 松野 晴美 局長補佐 松浦 良勝 主査 伊藤 政文
7. 会議の内容 別紙議事録のとおり

第26回名取市農業委員会総会議事録

【開 会】

午後2時30分、ただいまから、名取市農業委員会第26回総会を開催いたします。
本日の総会は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員13名、計28名出席です。よって、会議規則第8条の規定により、総会が成立していることを報告致します。

【修 礼】

【議長選任】

名取市農業委員会会議規則第7条の規定により会長が議長となり、議事を進行した。

【議事の内容】

○ 議長（大友正一会長）

◎議事録署名委員の指名

議長において次の2名を議事録署名委員に指名をした。

13番 松浦 朋子 委員 1番 相澤 喜美 委員

◎議事の概要

《議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは議事に入ります。議案第1号については、私と関連がありますので、一旦、退席させていただきます。

議案第1号については、引地会長職務代理に議長をお願いします。

（大友会長 退席）

○ 議長（引地長一会長職務代理）

それでは、しばし、議長を務めさせていただきます。議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

第1班代表委員の大内繁徳です。説明不足の点については、同じ班の担任委員会の方々並びに事務局からの補足をお願いします。

議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第5条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年6

月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、愛島小豆島字島東96番1、地目は登記田、現況畑、登記面積は736㎡です。転用目的は、太陽光発電設備です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり1,086円、総額800,000円です。太陽光パネル138枚を設置します。

位置図・公図につきましては、議案書3ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料1ページ及び2ページをご覧ください。申請地は、県道愛島名取線沿いで、清水峰神社参道入口から愛島方面に向かうところにあるグラウンドの東隣の場所で、現在は畑として利用されています。畑ですので切土盛土を行わず、雨水は自然浸透させますので、農業用排水路施設の機能に支障を及ぼす恐れはありません。周辺農地への影響については、被害を及ぼさないように計画地の草刈りを行い、フェンスの設置を境界より下げて設置するという事です。実情調査では、西側は用水路と接しておりますので、管理を地元の実行組合等で協議して適切に管理するようにとということと、隣接するグラウンドでの少年野球による野球ボールが申請地に飛球のおそれがありますので、対応策を講じていただく等、近隣環境への十分な配慮をお願いしました。

番号2、大字・字・地番は、下増田字広浦35番188、地目は登記畑、現況は雑種地で、登記面積は846㎡です。転用目的は、コンテナ・資材置場です。譲渡人・譲受人の住所・氏名は議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は売買で、1㎡あたり2,955円、総額2,500,000円です。コンテナ・資材置場として使用します。

位置図・公図につきましては、議案書4ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料3ページ及び4ページをご覧ください。申請地は、美田園から広浦を通して空港線を空港へ向かい、株式会社成田鋼業南側の三叉路の東側で、譲受人の所有するリサイクル施設の近くです。計画地には、土砂や碎石を置いて転圧して自然浸透を基本として使用するそうです。実情調査には、譲受人事業所の代表者本人が出席しました。解体現場から出たがれきなどをこの場所へ運び、分別して近くのリサイクル施設の方に持っていくとのことでした。コンテナ、資材置場への転用で、コンテナ設置場所はコンクリート敷きとし、通路等はアスファルト舗装するとの事でした。

当該地の境界には、U字溝がありますが土で埋まっており、機能を果たしていないことから、適切な管理についてお願いしました。また、2m程度の高さで周囲を囲い、近隣農地へ影響がないよう配慮するとのことでした。

番号3、大字・字・地番は、下増田字北原東367番、地目は登記田、現況は畑で、登記面積は1,981㎡です。転用目的は農業従事者の駐車場確保のためです。

貸付人・貸受人の住所・氏名は議案書のとおりです。開発許可は否。転用目的に係る事業又は施設の概要は、賃借権設定で、期間は許可日より10年です。賃料は、1㎡あたり年額600円です。駐車場は、マイクロバス用駐車場2台（普通車4台分）、普通車駐車場66台、営業車駐車場2台、計72台分の駐車場です。

位置図・公図につきましては、議案書5ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料5ページ及び6ページをご覧ください。申請地は、仙台空港滑走路北東側、貞山堀北釜大橋の近くで、昨年9月29日開催の第17回農業委員会で農地法第3条による解除条件付き賃貸借契約を許可した、レンタル業を主とする一般法人経営で、障がい者雇用のための農園でビニールハウス建設をすところの北側です。担任委員会資料5ページの計画図で、申請地東側に隣接する建物は図南商事の名義となっておりますが、この事業のための支援事務所として移管される予定です。敷地内は、地盤表面を砕石で仕上げ、雨水等は自然浸透させ、周辺農地に影響を与えないよう対応するとの事でした。なお、マイクロバスの乗り入れもあることから、農道からの出入り口については、造成工事により対応し、更に近隣農地の耕作の妨げになる事のないように配慮するとの事でした。

番号4、大字・字・地番は、下増田字北原東245番、地目は登記・現況共に畑です。登記面積は957㎡です。転用目的は、申請地東側に立地のレンタル業を主とする法人の従業員駐車場とするものです。貸付人・貸受人の住所・氏名は議案書のとおりです。開発許可は、否。転用目的に係る事業又は施設の概要は賃借権設定で、期間は許可日より10年です。賃料は1㎡あたり年額501円で、従業員用駐車場として24台分です。

位置図・公図につきましては、議案書6ページ、農地法第5条の判断基準及び土地利用計画については、担任委員会資料7ページ及び8ページをご覧ください。申請地は、番号3の申請地と近く、番号3の申請地から道路1本挟んだ南です。東側に立地のレンタル業を主とする法人の従業員用駐車場とするもので、敷地内は、地番表面を砕石で仕上げ、雨水等は自然浸透させ、隣接する農地に影響を与えないよう対応するとの事でした。

議案第1号1番から4番につきましては、6月27日の担任委員会で現地調査を行い、申請人等より実情を聴取しました。以上のことから、農地転用許可基準及び審査内容でお示しのとおり農地区分における転用については、問題ないものと考えます。

○ 議長（引地長一職務代理）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第1号1番から4番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。

1 番の太陽光発電設備においては、近隣の農地及び住環境に影響を及ぼさないよう、近隣との調整をお願いしました。2 番から 4 番については、周辺農地に影響を与えないよう配慮する事を確認いたしましたので、許可については、問題ないものと考えます。

○ 議長（引地長一職務代理）

ただいま両委員からご説明、ご意見等いただきました。この案件について、ご質問等はございませんか。

○ 1 1 番（松浦岩男委員）

1 1 番松浦です。3 番と 4 番、特に 3 番についてです。生産施設の隣に建つ駐車場とのことですが、農園で働く障がい者の方々が使用する駐車場として、以前別の場所で農地法第 3 条による賃貸借として申請が出された際、生産施設の隣の土地を買い上げた際は、障がい者の人たちの歩道にする計画と聞いていましたが、今回担任委員会では、貸受人はこのことについて話はされていなかったのでしょうか。

○ 1 班代表委員（大内繁徳委員）

担任委員会の実情調査ではその話は出ませんでした。今回は 1 2 0 人ぐらいの障がい者の方々の送迎に利用する駐車場としたい。また、補助者も利用することと生産施設の近くに合計で 7 2 台分の車を置ける駐車場が必要だとの説明でした。入り口が農道で今のところ狭いので、少し拡張し、砂利等を敷き、整地して安全に使う事を指導しました。

○ 1 1 番（松浦岩男委員）

休憩場や生産施設の隣にコンテナがいっぱい建っていて、1 0 0 人を超える障がい者が通るとしたら、危なくて道路にも出られないとのことで、危なくないように 1 m 程度の歩道を作っていきたいという話を以前の許可申請の際きいていたので、駐車場に関してではなく、以前に聞いていた対策がたてられていないことに問題を感じました。事務局何か聞いていませんか。

○ 事務局（松野局長）

今回の申請は、駐車場への転用でございます。ただ、以前の農地法 3 条の申請時に貸受人からいただいた資料を委員の皆さまはお持ちだと思いますが、この資料には、今回の担任委員会資料 6 ページの凶南商事の建物と今回の申請地となっている土地の間を通行することには変わりはないととらえています。

○ 1 1 番（松浦岩男委員）

駐車場に関しては問題ないのです。作業をする障がい者の方々は 1 m ほどの裏道を通行していくという計画を聞いていたので再確認をしています。塀があってプレハブのところを通行する予定だったので再確認をしたいと思います。1 0 0 人超えの障がい者が通行するための安全確保をきちんと行くと以前に説明を受けていた対策がなされていないのではないのでしょうか。

以前の計画では、塀があってプレハブのところを通行する予定だったのではないのでしょうか。100人超えの障がい者が通行するための安全確保をきちんと行うと以前に説明をしていた安全対策がなされていないのではないのでしょうか。駐車場に関しては問題ありません。ただ私は現地を確認したわけではないため、障がい者の安全対策に懸念を感じています。

○ 事務局（松野局長）

この度の申請は、駐車場に対する申請であり、担任委員会の実情調査では、駐車場部分の確認を行いました。駐車場奥の歩道までは見てまいりませんでした。

○ 8番（渡邊正明委員）

ただ今、事務局から説明があったことですが、松浦委員が問題としている件は、令和4年9月の農業委員会総会で、障がい者を雇用した施設でベビーリーフを作るということで農地法第3条の解除条件付賃貸借契約の案件でした。その時の担任委員は第3班で、私もその時に行かせていただいたのですが、今回の担任委員会資料6ページにある凶南商事のビルの東側に72台の駐車場を造りますとのことですが、この凶南商事ビルと今回の駐車場の間のところに障がい者の方々が通る道路を作りますということでした。1班の方々が現地調査に行かれたのは、駐車場の部分に対してのみで、障がい者用道路の件は、1班の方々にとっては、ちょっと前の話であったので、分からなかったのではないかと考えます。最終的に貸受人の法人に確認し、計画通りこの部分に道路を作ることを確認とればそれでよいことのように思います。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

ただ今、松浦委員、渡邊委員も駐車場としては問題ないとのことでしたので、あとは許可が下りたなら事務局の方で、このことを考慮して道を作ってくださいとの指導をお願いします。

○ 8番（渡邊正明委員）

3番と4番について、もう一つ質問します。この2か所は隣接地といってよいほど近く、両方とも駐車場農業用と工業用駐車場と使用目的もほぼ同じですが、賃借料が1㎡あたり年額600円と510円と相違が生じた理由は、貸主の違いによるものなのでしょうか。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

私も気になり実情調査の際質問したのですが、従業員用駐車場の方は近隣貸借地の金額を参考にして、一般的な金額ということでした。もう片方については、農福連携の事業に関する農用地として、農用地を使うということである程度の面積が必要であり、目的が違い、使用方法も異なることから上乗せしたこの金額になったとの借主からの説明でした。

○ 議長（引地長一職務代理長）

他にありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（引地長一職務代理）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（引地長一職務代理）

「挙手全員」でありますので、議案第1号は原案のとおり決定いたします。

○ 議長（引地長一職務代理）

議案第1号について審議いただきました。私はここで議長をおりさせていただきます。

（引地代理自席へ。大友会長入室、着席）

《議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」を議題といたします。大友繁徳代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大友繁徳委員）

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について」、農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年6月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、高館川上字五反田13番1の一部、地目は登記田・現況畑、登記面積は1,389㎡の内283㎡です。転用目的は農家住宅の建築、申請人の住所・氏名については、議案書のとおりです。開発許可は否、転用目的に係る事業又は施設の概要は、農業住宅1階建1棟、建築面積は88.60㎡です。

位置図・公図につきましては、議案書の9ページ、農地転用許可基準及び審査内容、土地利用計画図については、担任委員会資料11ページ及び11-1ページをご覧ください。申請地は、主要地方道仙台岩沼線と高館浄水場との間にあるいちご農園のビニールハウスがある辺りの隣になります。1番は農家住宅の建築で、子どもの住居に隣接する農地の一部に建設し、申請人は高館川上字西薬師にある現在の住宅に農機具を残し、通勤農業という形で行いたいとのことです。土地利用計画によれば、30cmから50cm盛土となっておりますが、敷地内は高低差があり、30cm盛土する部分は畑で少し高く、50cm土盛する方は田で低いので、ほぼ水平にするため、盛土を行うとのことでした。また、砂の流出は無く、雨水は隣接地の雨水枡へ汚水も隣接地の公共下水舂へ接続する計画で、周辺農地は影響を及ぼさないように対応するとのことです。なお、隣接する子供宅からは了承を得ていることので

す。また、計画地の南側には、西側の農地への通路を確保するとのことでした。

以上のことから、許可については、問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇農地利用最適化推進委員）

議案第2号1番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。1番は、農家用住宅の建築で、排水設備の確保、隣接の農地への通路を確保するとのことから、周辺農地への営農条件に支障は無いものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明・意見等がありました。この案件についてご質問等はございませんか。

○ 5番（入間川昭一委員）

申請人の既存の住宅は、この後解体するのでしょうか、このまま生かすのでしょうか。

○ 1班代表委員（大友繁徳委員）

担任委員会で実情聴取したところでは、既存の住宅の周辺には申請人所有農地があり、既存の住宅は農機具等の置場として使用するという事です。

○ 5番（入間川昭一委員）

既存の住宅は、作業場まで備えた大きなものです。経営農地を増やすので農機具も増やすというわけではなく、既存の住宅を生かしたまま、高齢のため子どもの住居の隣に移住し農家住宅を建設するという考えなのでしょうか。

○ 議長（大友正一会長）

私も実情調査に同行しました。申請人は高齢の方です。既存の住宅は樽水の山間部にあります。今後に不安を感じお子さんのそばに引っ越すことについては何もいえないです。樽水の農地はきちん管理するとのことでした。既存住宅は、農作業を行った時の休憩場所として、作業場はトラクター等農機具の管理用として、管理をきちん行うということであれば、空き家対策のようなところに声をかけられないように管理してもらえればと思います。

○ 議長（大友正一会長）

他にございませんか

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第2号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第2号は原案のとおり決定といたします。

《議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」を議題といたします。大内繁徳代表委員よりご説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可決定について」、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和5年6月29日提出。

番号1、大字・字・地番は、高柳字辻83番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は586㎡で、権利種別は売買です。譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は53a、世帯員1人、労力人は1人です。備考として売買、10aあたり1,877,000円、総額1,100,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の11ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料12ページをご覧ください。申請地は、高柳地区ほ場整備ポンプ場の隣です。譲受人は元々閑上に住んでいたのですが、訳があって今はアパートの方に住んでいるのですが、いずれは閑上の方に戻りたいと考えていたそうです。譲渡人は、当該農地の北側が自宅でありました。高齢に伴い、子ども宅へ転出しており、譲受人に請われ、今回売買に応じるとのことです。また、譲受人は北側の宅地も購入する予定としているとの事でした。今回の農地購入にあたりましては、営農計画書及び栽培計画図等が提出されており、梅・柿等の様々な果樹栽培と併せて、季節野菜も育てたいとの意向でした。譲受人は高齢ですが、すでに申請地の農地を管理しており、実情調査では小なりんごの木が植えられ、きれいに管理されていることが確認できました。実情調査の際、本人に確認しましたが、これから鉢植えの苗木を植え、果樹・野菜を植え農地を管理していきたいとのことでした。

番号2、大字・字・地番は、愛島小豆島字山ノ前88番1、地目は登記・現況共に畑、登記面積は367㎡、権利種別は売買で、譲渡人・譲受人の住所・氏名については、議案書のとおりです。譲受人の経営面積は0a、世帯員4人、労力人3人です。備考として売買、10aあたり218,000円、総額80,000円です。

位置図・公図につきましては、議案書の12ページ、農地法第3条の判断基準については、担任委員会資料12ページをご覧ください。申請地は、愛島にあります社会福祉法人愛の郷・特別養護老人ホームけやきの南東に位置します。東側が道路に面し、西側の境界はかなり急傾斜で山の上の畑というような状況になっています。譲受人と譲渡人の関係は親戚関係にあり、譲受人の経営面積は0aとありますが、譲受人の住居は当該農地に隣接していて、譲受人宅から畑へホースで水を引いて水

やりを行なうなど譲渡人の農地を管理してきたとのことです。この度の法改正による50a要件の廃止を待ち、所有権移転申請を行いました。実情調査で確認しましたところ現地は、手入れが行き届き、夏野菜等が順調に生育しておりました。農業機械につきましては、トラクター、管理機、草刈り機を所有しており、営農計画書が提出されております。

議案第3号1番、2番につきましては、6月27日の担任委員会で現地調査を行い、譲受人より実情調を聴取しました。1番、2番ともにいずれも自宅に隣接する農地の購入であり、いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていることから、許可については問題ないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第3号1番、2番につきましては、担任委員会の現地調査に同行し、実情調査に立会いました。いずれも、自宅前の農地で適切に管理することから、問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明がありました。この案件についてご質問等はございませんか。なお、今回は私も担任委員の1人として実情調査に同行しました。50a要件が撤廃されたことによる申請として、営農計画書、農機具の写真等すべて添付いただき、農地の方も整然と管理されていることを確認しました。

○ 14番（引地長一職務代理）

これからのことについて、50a要件が撤廃されたことにより、今回のように経営面積が少ない、又は持たない人が農地を求める場合が増えると思います。このような案件が出された場合は地区ごとに農地パトロール等を行い、農地が荒れることの無いように見守っていく必要を感じました。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今、引地代理の方から意見が出されました。今まで農地パトロールといえば、耕作放棄地に対するものでしたが、農地取得にあたっての50a要件が撤廃されたことにより、農地を取得するには自分で農地を耕作するのだという基本的なことが分からない方からの相談が増えています。これから農業委員、農地利用最適化推進委員の仕事が増えますが、このあたりも今後自分の区域の状況をしっかりと把握しなければならぬと思っています。

○ 議長（大友正一会長）

他に意見はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第3号の議案について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

〔全員挙手〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、挙手全員ですので議案第3号は原案のとおりは挙手をお願いします。

「挙手全員」でありますので、議案第3号は、原案のとおり決定といたします。

《議案第4号 農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第4号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見決定について」を議題といたします。大内繁徳代表委員、説明をお願いします。

○ 1班代表委員（大内繁徳委員）

議案第4号、農地事業計画変更承認申請に対する意見決定について、令和5年2月27日付け宮城県（仙振）指令第511号で農地法第5条が許可されたが、申請者より下記のとおり事業計画変更（譲受人の変更）承認申請があったので意見を求める。令和5年6月29日提出。

申請者・承認者の住所・氏名については議案書のとおりです。

転用事業変更を受けようとする土地については、土地の所在・地番は、下増田字土手西2番3、地目は登記・現況共に畑、面積270㎡、下増田字耕谷4番2、地目は登記田・現況は畑で、面積62㎡、面積合計332㎡です。

変更しようとする事業計画の詳細は、当初は申請者（当初譲受人）に贈与の予定でしたが、継承者へ変更したいため、本申請をすることになりました。なお、転用目的である分家住宅建築計画に変更はありません。

議案第4号1番につきましては、使用貸借権設定による許可を受けておりますが、将来的に贈与する予定の継承者へ変更したいとの申請です。転用目的である分家住宅建築に関わる変更ではないことから、問題はないものと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

次に、農地利用最適化推進委員の松浦崇委員からご意見等をお願いします。

○ 農地利用最適化推進委員（松浦崇推進委員）

議案第4号1番につきましては、譲受人のみの変更による申請ですので、問題はないと考えます。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま両委員から説明・意見等がありました。この案件についてご質問等はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありましたので、採決いたします。議案第4号について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第4号は原案のとおり決定といたします。

《議案第5号 農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」を議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書14ページをご覧ください。議案第5号「農業経営基盤強化促進事業農用地利用集積計画に係る意見について」、このことについて、令和5年6月9日、「農用地利用集積計画」に基づき、農用地利用権設定調整会議で調整したので、意見を求める。令和5年6月29日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規1件810㎡、更新0件、合計1件810㎡。

2 利用権を設定する土地

田1筆810㎡、畑0筆、合計1筆810㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定1件、所有権移転0件。

② 賃借権の存続期間。5年1件。

③ 借賃（10a当り）。100,000円、

④ 借賃の支払方法。毎年12月20日まで賃貸人宅に持参し、支払う。

4 公告予定年月日。令和5年6月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書15ページのとおりです。

賃料が100,000円と、相場よりも高額である理由といたしましては、芹の栽培を行うためであり、芹の栽培に限るための金額ということでした。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありましたので、これについて、ご質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原

案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第5号は原案のとおり承認いたします。

《議案第6号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、議案第6号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について」を議題いたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（伊藤主査）

それでは、議案書の16ページをご覧ください。議案第6号農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画に係る意見について、このことについて、農業経営基盤強化促進事業の規定により「農用地利用集積計画」を調整したので、意見を求める。
令和5年6月29日提出。

農用地利用集積計画の概要。

1 新規・更新の別

新規18件74,304㎡、更新0件、合計18件74,304㎡。

2 利用権を設定する土地

田54筆74,304㎡、畑0筆、合計54筆74,304㎡。

3 利用権を設定する土地

① 利用権の種類。賃借権設定18件。

② 賃借権の存続期間。10年18件。

③ 借賃（10a当り）。3,000円1件、5,000円16件、
7,000円1件。

④ 借賃の支払方法。毎年11月25日までに農地中間管理機構から土地所有者の本人名義の口座に手数料を差し引き振り込む。

4 公告予定年月日。令和5年6月30日予定。

5 詳細につきましては、議案書の17ページから18ページのとおりです。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がありました。これについて、ご質問はございませんか。

○ [「なし」の声あり]

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第6号は原案のとおり承認といたします。

《議案第7号 令和4年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について》

○ 議長（大友正一会長）

それでは、議案第7号「令和4年度最適化活動の実施状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○ 事務局（松野局長）

それでは、議案書19ページをご覧ください。議案第7号「令和4年度最適化活動の活動状況及び最適化活動の目標達成状況の点検・評価について」、このことについて「農業委員会による最適化活動の推進等について（令和5年3月1日付け 4経営第2762号）」に基づく、点検・評価について提案する。令和5年6月29日提出。

1. 点検・評価する内容、「令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表（案）」議案第7号別紙資料に基づき説明を行った。

○ 議長（大友正一会長）

ただ今の説明について、質問はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」という声がありましたので、採決いたします。議案第7号について、原案のとおり設定することに賛成の方は挙手をお願いします。

○ 議長（大友正一会長）

「挙手全員」でありますので、議案第7号については原案のとおりといたします。

《報告事項（1）農地法第4条の規定による届出について》

《報告事項（2）農地賃貸借権解約について》

《報告事項（3）農地法第3条の規定による許可申請の取下について》

○ 議長（大友正一会長）

次に、報告事項（1）「農地法第4条の規定による届出について」、報告事項（2）「農地賃貸借権解約について」、報告事項（3）「農地法第3条の規定による許可申請の取げについて」を一括議題といたします。事務局より説明願います。

○ 事務局（松浦局長補佐）

別紙議案書により報告事項（1）から（2）について説明を行い、届出を受理した旨を説明した。

○ 事務局（松野局長）

報告事項（3）について、行政不服審査請求にかかる 再審議取下までの経過について説明いたします。

第25回総会報告事項として、再申請の意思確認のうえ進める事となる旨、委員に説明し、了承を得ました。手続きを進めるに当たり、裁決書を受けての再審議のため、申請人（審査請求人）に対応していただく事を、農業委員会の方針としました。さっそく、再申請について案内しましたが、申請人（審査請求人）に対応していただく事について、説明を重ねたところ、両氏より申請取り下げの意向申出を受けましたので取下げの手続きをいたしました。これにより、令和2年12月に否決した農地法第3条にかかる件につきましては、終結となります。なお、取り下げ願提出の際、後日、改めて3条申請したいとの意向が示されましたので、「対象地が水稻地帯である事から、申請を受け付けるにあたっては、水稻技術、農機具所有等の許可基準について、確認させていただきます。」と申し伝えております。以上、報告いたします。

○ 議長（大友正一会長）

ただいま、事務局から説明がなされました。これについてご質問はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○ 議長（大友正一会長）

「なし」との声がありました。

私から、報告事項（3）について申し上げます。この件については、行政不服審査請求がなされ、当農業委員会として、対応に迫られました。今回の裁決書を受けて再申請させるに当たっては、市の顧問弁護士、県担当者へも手続き等について指導を受け、そのうえで、農業委員会としての方針を「申請者本人からの再申請及び聴取する」として手続きを進めた結果、取下げの申出がなされました。今後、改めて申請するとの事ですが、農業委員会としては、申請者に明確に営農計画等を示していただき、判断していきたいと考えます。

それでは、報告事項（1）から報告事項（3）までについて承認といたします。

《その他》

○ 議長（大友正一会長）

次に、その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

○ 事務局（松野局長）

〔7月の農業委員会行事日程の説明を行った。〕

〔農地パトロール推進会議を7月総会終了後に開催することを連絡した〕

○ 議長（大友正一会長）

それでは、第26回農業委員会総会の議事の一切を終了いたします。

【閉 会】

午後4時20分、議案審議を終了した旨を報告し、閉会を宣言した。

【修 礼】

名取市農業委員会会議規則第23条第2項の規定により署名する。

令和5年6月29日

名取市農業委員会
議 長

署名委員 13番

署名委員 1番
